

## 議案第13号

### 鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（鳥取県立産業人材育成センター条例の一部改正）

第1条 鳥取県立産業人材育成センター条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(受講料の徴収) 第9条 略</p> <p>2 前項の受講料の額は、1時間につき<u>300円</u>とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める職業訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。</p>	<p>(受講料の徴収) 第9条 略</p> <p>2 前項の受講料の額は、1時間につき<u>200円</u>とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める職業訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。</p>												
<p>(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)</p>													
<p>第2条 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。</p>													
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>													
改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第16条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1187 1142 1347 1935"> <tr> <td data-bbox="1187 1769 1289 1935">手数料の種類</td> <td data-bbox="1187 1348 1289 1769">開示の実施の方法</td> <td data-bbox="1187 1142 1289 1348">手数料の額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1289 1142 1347 1935">略</td> </tr> </table>	手数料の種類	開示の実施の方法	手数料の額	略			<p>別表（第16条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1187 277 1347 1070"> <tr> <td data-bbox="1187 909 1289 1070">手数料の種類</td> <td data-bbox="1187 488 1289 909">開示の実施の方法</td> <td data-bbox="1187 277 1289 488">手数料の額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1289 277 1347 1070">略</td> </tr> </table>	手数料の種類	開示の実施の方法	手数料の額	略		
手数料の種類	開示の実施の方法	手数料の額											
略													
手数料の種類	開示の実施の方法	手数料の額											
略													

写しの送 付に係る 手数料	写しの交 付に送付 を伴うも の	重量が25グラム以 下のもの	1 件につき <u>590円</u>
		重量が25グラムを 超え、50グラム以 下のもの	1 件につき <u>630円</u>
		重量が50グラムを 超え、100グラム 以下のもの	1 件につき <u>650円</u>
		重量が100グラム を超え、150グラ ム以下のもの	1 件につき <u>720円</u>
		重量が150グラム を超え、250グラ ム以下のもの	1 件につき <u>760円</u>
		重量が250グラム を超え、500グラ ム以下のもの	1 件につき <u>900円</u>
		重量が500グラム を超え、1キログ ラム以下のもの	1 件につき <u>1,090円</u>
		重量が1キログラ ムを超え、2キロ グラム以下のもの	1 件につき <u>1,550円</u>

写しの送 付に係る 手数料	写しの交 付に送付 を伴うも の	重量が25グラム以 下のもの	1 件につき <u>560円</u>
		重量が25グラムを 超え、50グラム以 下のもの	1 件につき <u>600円</u>
		重量が50グラムを 超え、100グラム 以下のもの	1 件につき <u>620円</u>
		重量が100グラム を超え、150グラ ム以下のもの	1 件につき <u>690円</u>
		重量が150グラム を超え、250グラ ム以下のもの	1 件につき <u>730円</u>
		重量が250グラム を超え、500グラ ム以下のもの	1 件につき <u>870円</u>
		重量が500グラム を超え、1キログ ラム以下のもの	1 件につき <u>1,060円</u>
		重量が1キログラ ムを超え、2キロ グラム以下のもの	1 件につき <u>1,520円</u>

	重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの	1 件につき 1,860円		重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの	1 件につき 1,830円
--	--------------------------	------------------	--	--------------------------	------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前にされた保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付に係る手数料の額については、第2条の規定による改正後の鳥取県個人情報保護条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。